

	号外	定価 1部2円	書きましたか？大型ハガキ署名。確定闘争は署名で大きく前進します。署名を最大限集約しましょう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2024確定闘争② 10.24地公共闘・人事課総括課長交渉

初任給格付 低水準と認識するも、改善は… 慎重に検討

10.30 総決起集会への結集で前進回答を引き出そう！

10月24日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工岩教組委員長）は、2024確定闘争における知事あて要求書を内城人事課総括課長に提出するとともに、交渉を行い、現時点での改善姿勢を質した。

交渉結果は次のとおり。



内城人事課総括課長（左）に要求書を手交

【交渉結果】①給与改定については「人事委員会勧告を最大限尊重」「衆議院選挙後の特別国会の会期や、国家公務員給与法改正案の国会への提出時期等がまだ明らかでない」「年内の条例改正と差額支給は、国の動向を慎重に見極めつつ、他県の動向も注視しながら対応」との回答にとどまった。また、会計年度任用職員の給与改定は、4月遡及を含め「常勤職員との均衡を基本として検討」とした。交渉団からは、「公民較差は既に明らかになっており、国会情勢で変わるものではない」と指摘し、確実な給与改善と年内での差額支給を強く求めた。



回答を求める地公共闘交渉団

②初任給格付改善については「東北他県と比較すると、初任給基準を本県よりも高い号給としている団体が多く、本県が低い水準にあると認識している」とする一方、「初任給基準の引上げは財政的な負担にもつながるため、慎重な検討を要する」と、消極的姿勢にとどまった。交渉団からは「他県と同じ水準に引き上げて初めて人材確保で同じ土俵に立てる。喫緊の課題だ」とし、早急な改善を強く求めた。

地公共闘は知事あて大型ハガキ署名の取り組みに全力を挙げ、かつ10月30日ヤマ場交渉時に総決起集会を開催し、前進回答を求めていく。



回答する内城人事課総括課長（中央）

（裏面に続く）

③ 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 定年引上げ後も含めて勤務意欲を持って働き続けるためには、55歳以上も昇給可能とするなど処遇改善について一層の対策が必要。

(人事課総括課長) 昇給制度のみでの対応は困難。個々の職員の状況を勘案した勤務意欲の確保に向けた取組が必要。

④ 諸手当改善

(地公共闘) 新幹線及び高速道路利用の手当改善について、人勧で触れられた。改善すべき。改善時期も2025年1月施行とするなど、可及的速やかにすべき。

(人事課総括課長) 長距離通勤者の負担軽減は重要な課題。国や他県の動向も踏まえながら、対応を検討している。

(地公共闘) 人勧で増額及び支給地域改定が勧告され、本県では大船渡市を支給対象に追加する一方で、宮古市の旧田老町、新里村、川井村の区域は除外とされた。本県の生活実態から、全県を支給地域とすべき。

(人事課総括課長) 勧告尊重の考え方の下に検討している。旧田老町、新里村、川井村の区域については、前回2014年の改定経緯を踏まえ、**気象データを確認の上、支給の必要性について**検討している。支給地域の決定の考え方や国との均衡を踏まえ、**全県での支給は困難**。

(地公共闘) 配偶者の扶養手当は、広大な本県の事情を踏まえ、**存続すべき**。廃止不可避でも、生活給切り下げを避けるため、**経過措置期間の延長等の措置を講じるべき**。一方、**子の扶養手当**については、子に係る経費や少子化の実情を踏まえ、**増額すべき**。

(人事課総括課長) 扶養手当受給職員数6,533人のうち、配偶者に係る手当受給者が2,637人となっており、**多くの職員に影響を与えると認識**。一方で、人事委員会は配偶者に係る手当をめぐる状況の変化、少子化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、今回の勧告に至った。**人事委員会の判断を重く受け止めている**。

⑤ 仕事と生活の両立支援の推進 (休暇制度の拡充)

(地公共闘) 人事委員会の報告の中で、「安心して働き続けることができる勤務環境の整備」に言及されているが、**子等の看護休暇**について、新型コロナやインフルエンザの蔓延により、子等の看護休暇の日数不足が顕著になっていること、孫や祖父母など2親等の親族の世話を必要とする職員がいること、介護施設における入所者への面会が平日の日中に限られる場合があること等、**まだ多くの課題がある。拡充が必要**。

(人事課総括課長) 子等の看護休暇の日数について、現行制度上、子が2人の場合と3人の場合で日数に違いがないことも踏まえ、**子が3人以上の場合に何らかの対応が**できないか、他県の例も参考にしながら**検討を進めている**。

⑥ フレックスタイム制度拡充提案 (知事部局のみ) ⇒今後、県職労が交渉

(人事課総括課長) 知事部局を対象に、フレックスタイム制度を全職員に拡充したい。条例改正を伴うが、知事部局以外での対応は考えていない。

(地公共闘) 素晴らしい制度だといいいながら、知事部局以外では実施できないこと自体が課題。その要因を考えてほしい。